

沖縄県「環境負荷低減事業活動実施計画」認定事務取扱要領

〔制定 令和5年3月27日 農総第2174号〕
沖縄県農林水産部長通知

第1 趣旨

この要領は、「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」（令和4年法律第37号。以下「法」という。）に基づく、「環境負荷低減事業活動実施計画」（以下「実施計画」という。）の認定について、法、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行規則（令和4年農林水産省令第42号。）、「環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針」（農林水産省告示第1412号。以下、「基本方針」という。）及び「環境負荷低減事業活動の促進等に関するガイドライン」（4環バ161号。以下、「ガイドライン」という。）に定めるもののほか、必要な認定審査等について定めるものとする。

第2 実施計画の認定等

1 実施計画の作成

実施計画の認定を受けようとする農林漁業者が作成する実施計画は、別記様式第1号によるものとする。

2 実施計画の認定申請

実施計画の認定申請の手続は、実施計画その他必要な書類を添付した別記様式第2号を知事に提出するものとする。

3 実施計画の認定

(1) 知事は、申請された実施計画の認定審査に当たっては、法第19条第5項、基本方針及びガイドラインに則して行うものとする。

(2) 知事は、申請のあった実施計画を認定した場合にあっては、申請者に対し別記様式第3号により通知するものとする。

なお、認定しなかった場合にあっては、別記様式第4号により、認定をしない理由を明らかにした上で、申請者に対してその旨を通知するものとする。

第3 実施計画の変更

1 実施計画の変更申請

法第 20 条第 1 項の規定に基づき認定を受けた農林漁業者が、当該認定にかかる実施計画を変更しようとするときは、変更申請書（別記様式第 5 号）を知事に提出するものとする。変更申請書には、規則第 9 条の規定に基づき、変更後の実施計画及び変更前の実施計画の実施状況報告書（別記様式第 6 号）その他必要な書類を添付するものとする。

2 変更申請の認定審査

実施計画の変更の認定審査に当たっては、第 2 の 3 の手続を準用する。

3 実施計画の軽微な変更

法第 20 条第 2 項の規定に基づき、認定を受けた農林漁業者が認定計画の軽微な変更をしようとするときは、別記様式第 7 号により、知事に届け出るものとする。

第 4 認定計画の認定の取消し

知事は、第 2 の 3 の規定により認定を受けた農林漁業者が、実施計画等（第 3 の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。）に基づく環境負荷低減事業活動を行っていない場合又は行っていないおそれがある場合、必要に応じて関係機関・団体と連携し、是正指導や助言に努めることとする。これらの指導等にもかかわらず、その改善が見込まれない場合、法第 20 条第 3 項の規定により、当該計画の認定を取り消すことができる。

認定を取り消す場合には、別記様式第 8 号により、その理由を明らかにした上で認定を受けた農林漁業者に通知するものとする。

第 5 認定計画にかかる実施状況の報告

知事は、必要に応じて認定を受けた農林漁業者に実施計画の達成状況等について報告を求めることができる。

報告を求められた農林漁業者は、実施計画実施状況報告書（別記様式第 9 号）を知事に提出するものとする。

第 6 書類の提出先

実施計画の認定に係る書類は、沖縄県内で環境負荷低減事業活動を行おうとする区域を所管する市町村を経由し、各農林水産振興センター（農業改良普及課等）に提出する。詳細は別表 1 - 2 に定める。

第 7 その他

この要領に定めのない事項は、別途、農林水産部長が定める。